

令和7年度
進路のてびき



大阪府立なにわ高等支援学校
進路指導部

はじめに

本校は、大阪府に設置された5校目の高等支援学校です。卒業後の就労を通じた社会的自立や自己実現をめざし、社会で働くことを大きな目標としています。

人は「働く」ことに3つの意味を見出すことができると言われています。

- 1 生涯にわたって収入を得て生活していくため
- 2 働くこと自体を楽しみ、成長していく自分を実感するため
- 3 働くことで社会や他の人の役に立つため

私たちはどうしても、収入のために働くことにばかり目を向けてしまいがちですが、お金のことだけでは苦しいことや辛いことがあった時に仕事を続けることが難しくなる時間が長い人生の中にはきっとあるでしょう。高等学校では就職したが仕事の内容や人間関係が上手くいかず離職してしまうケースが4割を超えています。

辛くしんどい時でも働き続けるためには、仕事が本当に自分に向いているのか、自分のやりたい、やっていて楽しく感じられるものであるのか。また、ペースは人それぞれですが、今までできなかったことができるようになるなど自分が成長したと実感できることが必要です。

本人の性格や個性と仕事内容とのマッチングを図るために、本校では少なくとも2年生年度末までに5回の「職場実習」を経て、希望職種を決定していきます。まずは本人の「やってみたい」という希望から始め、振り返り時に実習先の評価を元にしながら課題を見つけ出し、次の実習先を本人や保護者の皆様と相談しながら決定していきます。少しずつ興味・関心の幅を広げるために、様々な職種・業種を体験していきます。それらの体験を通じて、本当に自分に向いている、続けることができる仕事なのか判断できるようにしていきます。

また、働いていると接客に関わる仕事であればお客様に「ありがとう」と感謝され、仕事が上達したことを上司や先輩方から褒められることも多くなってきますが、このことも働く意欲が高まり、長く仕事を続けることができる大きな要因だと考えています。

もちろん、卒業後の進路選択をするのは本人の意思・意欲が一番大切ですが、保護者の方にも職場実習の事前面談や、保護者向けの施設見学会や講演会などに参加していただき、学校、生徒と共に進路選択に携わっていただきますようご協力お願いいたします。

○学校経営方針（進路関係を一部抜粋）

Ⅰ 教育目標

やりぬく経験を増やし、豊かな人間性をはぐくみ、自己選択、自己決定できる生徒を育てる。

2 重点目標

専門教科を中心として多様な職業について学習することにより、自分の持つ力と課題を理解し、自らの意思で卒業後の進路を選択し、決定できる力を育てる。

3 具体的方策

（１）実態や課題に即した指導を行う。

- ・自分のよさと課題を理解する進路指導を進める。
- ・基本的生活習慣を確立し、保健・衛生に関する意識を高める。
- ・すすんで体を動かす習慣を育てる。

（２）自己肯定感を高める指導について研究する。

- ・校外の職場実習でやり抜く経験を増やす。
- ・多様な職業について学習する専門教科の指導を充実する。
- ・客観的に自分のよさや課題を理解することにつながるよう職業評価について研究を進める。

（３）保護者、地域との連携を強める。

- ・地域の人材を積極的に招へいし、指導体制の充実を図る。
- ・地域との交流の機会について検討する。

4 各学年での目標

第Ⅰ学年	「就労に向けた基礎づくり」
	基本的な生活習慣を身につけ、日常生活に必要な力の向上を図る。
	学習活動を通して、自分の進路について主体的に考える。

○Ⅰ年生は健康に気をつけ、家庭・学校での基本的な生活習慣を身につけ、働くことへの意識を高めることを大きな目的としています。健康で規則正しい生活、ルールや時間を守る意識は社会生活を送るうえで最も基本的で重要なことです。校内実習や企業による出前授業、体験実習などで身だしなみや職場でのルールを守ること学習しながら、自分に興味のある仕事を体験します。2回の体験実習を通して、「働くこと」と卒業後の進路についてのイメージを持つことを目標としています。

※「体験実習」とは、職場を体験することが目的で、進路先を前提としない実習のことです。

第2学年	「自分のよさと課題を理解」
	働く場にふさわしい態度を身につけ、良好な対人関係を築く。
	自己の能力や適性を理解し、就労に向けて課題解決に取り組む。

○2年生は職場での人間関係を円滑に進めることができるように、働く場にふさわしい言動を身につけることを目的としています。2週間の体験実習を繰り返し、様々な職種・業種を体験することで、自分の良さや課題に気づき具体的な進路を考えるようになることが目標です。

第3学年	「進路実現と卒業後の生活設計」
	就労に必要な知識や技能の習得に意欲的に取り組む。
	卒業後の生活について考え、社会人としての意識を高める。

○3年生は就労場面を想定した前提実習を行い、決められた仕事に責任を持って取り組み続ける力を養うこと、進路を自己決定することが大きな目的です。進路の決定だけでなく、関係諸機関との連携、余暇活動の充実、金銭の管理など卒業後の社会生活に具体的なイメージが持てるようになることを目標としています。

※前提実習とは、卒業後その実習先に行くことを前提とした実習のことです。

5 過去5年間の進路状況

① 進路先

	R2 年度卒	R3 年度卒	R4 年度卒		R5 年度卒		R6 年度卒	
			本校	共生	本校	共生	本校	共生
進学（大学、専門学校等）	0名	0名	0名	1名	0名	0名	0名	0名
就職	36名	32名	35名	2名	41名	1名	41名	3名
職業訓練校等	0名	1名	0名	0名	2名	0名	1名	0名
就労移行支援事業所（自立含む）	5名	5名	7名	2名	1名	0名	3名	1名
就労継続支援A型事業所	1名	3名	1名	0名	1名	0名	0名	1名
就労継続支援B型事業所	0名	1名	0名	0名	1名	0名	1名	1名
未定	4名	5名	2名	0名	1名	0名	0名	0名
合計	46名	47名	45名	5名	47名	1名	46名	6名

② 就職者業種別内訳（A型含む）

	R2 年度卒	R3 年度卒	R4 年度卒		R5 年度卒		R6 年度卒	
			本校	共生	本校	共生	本校	共生
卸・小売り（スーパー等）	10名	9名	9名	1名	3名	0名	9名	1名
飲食業（調理補助等）	5名	2名	0名	1名	7名	0名	3名	0名
製造業（食品）	3名	2名	0名	0名	1名	0名	3名	0名
清掃業	4名	6名	4名	0名	8名	1名	5名	1名
老人介護施設等（保育含む）	2名	4名	3名	0名	1名	0名	2名	1名
農園芸	2名	2名	1名	0名	3名	0名	4名	0名
事務（補助業務含む）	2名	2名	7名	0名	7名	0名	5名	0名
機械・工業（自動車含む）	1名	0名	2名	0名	1名	0名	3名	0名
クリーニング・リネン関係	1名	0名	1名	0名	1名	0名	0名	0名
運搬・物流関係	6名	4名	6名	0名	9名	0名	2名	0名
軽作業・その他	1名	4名	3名	0名	1名	0名	5名	1名

③ 雇用形態別内訳

	R2年度卒	R3年度卒	R4年度卒		R5年度卒		R6年度卒	
			本校	共生	本校	共生	本校	共生
正社員（正職員）	12名	4名	8名	0名	18名	1名	10名	1名
契約社員、準社員等	4名	2名	8名	1名	6名	0名	10名	1名
パートタイム	21名	29名	20名	1名	18名	0名	21名	2名

6 卒業段階での主な進路先

・一般就労

※一般企業で雇用関係に基づき働くことです。

本校で考えている一般就労とは基本的にハローワーク（以下 HW）を通じた障がい者求人です。それ以外（縁故や障がいをオープンにしないなど）を検討されている場合は早めに担任または進路指導部にご相談ください。

主な業種	主な職種
農業	野菜・果物の栽培・収穫・運搬、園芸サービスなど
製造業	機械・電気機器の製造・組立補助、食品製造、印刷業など
運輸・通信業	荷物の仕分け・運搬・梱包・在庫管理など
医療・福祉	病院、老人介護施設、保育所、障がい者福祉施設など
卸売・小売業	衣料品販売、スーパーマーケット、ドラッグストアなど
宿泊・飲食サービス業	飲食店、ホテルなど
その他	一般事務、ビルメンテナンス、など

令和3年度 HWにおける障がい者職業紹介状況（知的障がい者）

運搬・清掃・包装等	= 46.2%
生産工程（製造業）	= 15.1%
サービス（小売店のバックヤードなど）	= 14.1%
事務（事務補助などを含む）	= 9.6%
販売（接客・営業など）	= 6.4%
農林水産漁業	= 4.5%

※雇用の形態

○正社員

… 一般的には雇用の期限を定めない契約。基本的に就業規則に定められた勤務時間があり、各種の手当や福利厚生を受けることができます。一日8時間、週40時間が基本で必要に応じて残業や休日出勤、転勤が発生する場合があります。相応の体力や就労スキル、責任感が必要となります。求人数についてもパート、契約社員等に比べるとかなり少ないのが現状です。

○パート、契約社員 … 法律上、正社員以外の働き方を、パートタイマー、アルバイト、準社員、契約社員、嘱託社員など（会社により呼称は異なります）と呼びます。雇用の期限が半年や１年ごとなど有期の場合が多いですが基本的に契約は更新されます。（原則更新）法改正で５年を超えて同一の事業所で働いた場合、労働者の申し出により期限の定めのない雇用形態にすることができるようになりました。体力的に自信が無いなど不安がある場合、短時間から始めて徐々に時間を伸ばすことも可能な場合があります。また、一定期間の勤務状況を見て正社員へ登用する企業もあります。

※パート、契約社員のちがい

正社員（正職員）以外の働き方を、パートタイマー、アルバイト、契約社員、準社員、嘱託社員と呼びます。統一された呼び方はなく、企業によって呼び方は異なります。

一般的に、契約社員、準社員、嘱託社員は正社員に近い時間帯、業務内容を行う働き方で、月給制で各種保険に加入することができる場合が多いです。雇用の期限があり各種手当や退職金制度がないこと以外は正社員に準じた待遇である場合が多いです。

パートタイマー（パート雇用）は、比較的短時間の勤務をシフト等で決め業務内容も限定された働き方です。時給により給与が支払われますが、就業期間に従って有給休暇も付与され、勤務実績によって昇給する可能性もあります。

令和５年度障害者雇用実態調査より 知的障害者の雇用についての抜粋

- 正社員（特例子会社含む）＝２０．３％ 正社員以外＝７９．６％
- １週間の労働時間 ３０時間以上＝６４．２％ ２０～２９時間＝２９．６％
- １ヵ月の平均賃金は１３万３千円（所定内給与額）

以上が一般的なとらえ方ですが各企業によって呼称が異なるので、進路指導部から提示させていただき情報や企業から提示される求人票や雇用契約書を確認してください。

※保険について

雇用保険

基本的に雇用保険は、継続して雇用見込があり、週２０時間以上の所定労働時間があることが要件となります。様々な給付制度があり、失業した際に一定期間給付金を受け取ることができる「基本手当(失業給付)」がよく知られています。加入の手続きは事業主が行い、雇用保険被保険者証が配布されることになっています。

社会保険

健康保険・厚生年金保険は、正社員の概ね3／4以上の所定労働時間（およそ週30時間）および3／4以上の労働日数があることが加入の条件となります。保険料は労使折半となり、強制的に加入することになります。

平成28年10月より特定の要件を満たせば20時間以上の労働者も社会保険に加入できるようになりました。

健康保険

病院にかかったときの療養の給付などのほか、療養のため労務に服することができない日については傷病手当金、産前産後休業期間中の出産手当金や、出産したときの出産育児一時金、被保険者が死亡したときの埋葬料などの給付があります。

厚生年金保険

20歳以上の国民全員は原則全員が公的年金に加入する必要があり、第2号被保険者となり、国民年金にも加入していることとなります。厚生年金の加入期間の長さや現役時代の保険料の計算の基礎となった給与や賞与の額により老齢年金の額が決まります。

労災保険

業務上起こった事故等によるけがや疾病に対して補償される保険です。パート、嘱託、契約社員等すべての労働者が対象となります。保険料は全額事業主が負担します。

○これらの保険関係も、事業主との雇用契約の際に求人票などで必ず確認してください。

※雇用率について（障害者雇用率制度）

共生社会実現のため「障害者雇用促進法」により、一定上の規模（全従業員数が50名以上）の企業に、従業員数に対して法定雇用率以上の障がい者（知的・身体・精神）を雇用する義務を定めたものです。また、従業員100名以上の法定雇用率を下回っている事業主から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給しています。（令和6年民間企業の法定雇用率は2.5%、令和7年は2.7%に引き上げられます）

※特例子会社について

上記の法定雇用率を達成するために企業に認められた特例制度のこと。事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たした場合、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されていると見なすことができることとなっており、雇用側と労働者側、双方にメリットがある制度となっています。

※職業判定について

知的障害者判定機関（大阪障害者職業センター）により知的障害の程度が重いと判定された者をいい、障害者数の算定や障害者雇用納付金の額の算定などの際に、雇用する障がい者1人を2人として計算します。（療育手帳の判定と雇用にかかる重度判定は判定基準が異なります）本校では、事業所側から依頼があった場合にのみ、判定の手続きをとるようにしています

・進学（専門学校等）

卒業時の特別支援学校高等部卒業の資格で受験等が可能であるか、進学先との調整が必要となります。

・職業訓練校・能力開発校 1年または2年

就職に必要な技術・知識を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上をはかることを目的として都道府県が運営する施設です。1年（2年）間学校に通い、各種資格を取得し、企業等での実習を経て卒業後の就労を目指します。入校には筆記、作業、面接などの検査があります。大阪府だけでなく、他の都道府県の学校に入校することも可能です。収入などの一定の条件を満たすと、職業訓練受講給付金が支給されます。

・福祉サービス

平成25年より施行された障害者総合支援法に基づく福祉サービスで、介護給付・訓練等給付による事業所でサービスを利用することができます。各区役所の福祉担当の窓口で（介護給付・共同生活援助のサービスを受ける場合は、約80項目からなる障害支援区分）認定を受ける必要があります。

事業所と契約を交わすのは、本人・保護者の方です。

★介護給付

生活介護

障害支援区分3以上で常時介護を必要とする方に、創作的活動または生産活動の場が提供されます。期限はありません。送迎サービスを提供している施設も多くあります。

★訓練等給付

就労継続支援 A 型

事業所と雇用契約を結び訓練や支援を受けます。期限はありません。基本的に最低賃金が支払われることになります。(令和6年10月より大阪府は1114円) 一日の就労時間が4～6時間の場合が多いですが、就労支援員が居るなど一般企業より手厚いサービスを受けることができます。卒業後すぐの利用に関して、求職活動をした実績が必要となります。

就労継続支援 B 型

期限はありません。高等部卒業後すぐ利用する場合はアセスメント(評価)が必要となります。(主に夏休みを利用して就労移行支援事業所で一週間程度アセスメントのための実習を受け、利用が適当であるとの判定が必要となります) 工賃という形で、毎月一定額の賃金が支払われることが多いです。(令和元年度大阪府では平均1万6千円程度) 企業での就労に向けた支援を行いますが、その度合いは事業所によって違います。

就労移行支援

一般就労など就労するために必要な知識・技能の向上、実習、職場探し等を通じ、適正に合った職場への就労つなげます。2年間の期限があります(就労の見込みがあると判断されれば1年間延長される場合があります)。年度の途中であっても、企業での就労が決定した場合はその時点でサービスの提供は一旦終了となります。(必要に応じて定着支援などは実施されます) 工賃は基本的に支給されませんが、施設外就労などを行った場合などに支給されることがあります。

自立訓練(生活訓練)

日常生活能力の維持・向上の訓練を受けます。2年間の期限があります。近年、就労移行支援と合わせて4年間で企業での就労を目指す事業所も増えています。また、学校で行っているような学習を日課の中心にした事業所もあります。

介護給付・訓練等給付の利用手続きの一般的な流れ

- ① 各市区町村保健福祉センターまたは相談支援事業所に介護給付・訓練等給付支給について相談・利用申請を行います。
- ② 調査員が自宅等に訪問し、心身の状況等について80項目の聞き取り調査を行います。
- ③ 障害支援区分認定審査会で審査・判定を行い、市区町村において障害支援区分を認定します。(介護給付のみ)
- ④ 指定特定相談事業所(福祉センターで紹介していただけます)がサービス等利用計画案を作成し、福祉センターに申請します。(申請者自身で計画案を作成・申請することも可能です。セルフプランと呼びます。)
- ⑤ 各市区町村が暫定支給決定の通知を行い、受給者証が交付されます。
- ⑥ 暫定支給決定を受けた方は、指定特定相談支援事業所によりサービス利用計画が作成され、一定期間サービスを利用します。
- ⑦ サービスを利用し、継続して利用する意思があり、サービス利用が適切であると各区が判断した場合、各事業所により個別支援計画が作成され、支給が決定されます。

6 進路指導年間計画

		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
前期	4月	進路ガイダンス 保護者向け進路説明会 4/26(土)	進路ガイダンス 保護者向け進路説明会 4/26(土)	進路ガイダンス 保護者向け進路説明会 4/26(土)
	5月	リモート見学会 PTA 進路講演会	事前面談 5/12(月)-16(金) 前期体験実習 5/26(月)-6/6(金) PTA 進路講演会	事前面談 5/19(月)-23(金) PTA 進路講演会
	6月	校内作業実習 6/2(月)-6/6(金)		前期前提実習 6/9(月)-6/20(金)
	7月			懇談会/就職相談会 (HW への求職登録) 7/14(月)-17(木)
	8月			前提実習 (必要な人個別で随時)
	9月	保護者向け説明会/事前面談 9/5(金)-9/9(火) 企業による出前授業 前期体験実習 9/22(月)-9/26(金)	事前面談 9/3(水)-9/9(火) 中期体験実習 9/16(火)-9/26(金)	事前面談 9/19(金)-9/26(金)
	10月	前期末懇談 10/6(月)-10/8(水)	進路希望調査 前期末懇談 10/6(月)-10/8(水)	前期末懇談 10/6(月)-10/8(水)
後期				後期前提実習 10/14(火)-10/24(金)
	11月	PTA 施設見学会	PTA 施設見学会	PTA 施設見学会
	12月	先輩の話を聞く会	先輩の話を聞く会	前提実習 (必要な人随時～1月) 職業判定 (随時職業センターにて)
	1月	事前面談 1/14(水)-1/16(金) 後期体験実習 1/26(月)-1/30(金)	事前面談 1/13(火)-1/19(月) 後期体験実習 1/26(月)-2/6(金)	
	2月	PTA 進路講演会 進路希望調査	PTA 進路講演会 進路希望調査	PTA 進路講演会 移行支援会議(担任、進路先) 後期末懇談 2/26,2/27,3/2
	3月	後期末懇談 3/13(金)-3/18(木) (高2 前期体験実習先決定)	後期末懇談 3/13(金)-3/18(木) (高3 前提実習方針決定) 面接練習会 (HW)	就業・生活支援センター登録面談 入社説明会、雇用契約、健康診断

7 実習について

日々の学習の発展として、実際の職場での働く体験を通して、働く習慣や働く意味、職場でのきまり、職場でのコミュニケーションなどを学ぶ体験（前提）実習を実施しています。実習の形態や期間は学年によって異なりますが、卒業するまでにくり返し複数の企業・福祉事業所で実習を行い、経験を積み重ねながら働く力を高めていきます。前頁で記載したように、1年生の9月から体験実習を行います。

1年生では「働くことを経験し、就労に必要な基本的な知識や技能を身につける」 2年生では「働くことの厳しさと喜びを味わい、労働に対する積極的な態度を育て、自分の興味や適性を知り、将来の進路選択の一助となるようにする」 3年生では「将来の就労先としての明確な意識を持ちながら実習に臨み、就労による社会自立を目指していけるようにする」ことを目的としています。

実習先の選定は、本人や保護者の方の興味、ニーズを受けて校内の委員会で話し合い決定します。1年生では、まず本人の興味のある職種・業種を中心に選定します。2年生の後期から3年生での前提実習は、卒業後の進路先を見据えた実習先を希望調査や懇談などを通して決定します。

○実習に先立ち、約2週間前に実習先に事前の打合せ（事前面談）に行き、実習先への経路や仕事の内容、実習中の注意点などを確認します。事前面談の際、保護者の方にも同席をお願いしております。（企業によっては例外もあります）これは保護者の方に実習場所を知っていただき、今後の進路選択の参考にしていただくためのものです。

○実習中の交通費は就学奨励費の対象となります。自宅から事業所までの合理的な経路の交通費が対象となります。生徒の実態に応じて経路を変更することも可能です。事前に担任から確認させていただきます。（ただし、事前面談は対象外です）

○実習中の突発的な事故（対人、対物）に対応するために、学校徴収金の生徒費から賠償責任保険に加入させていただいています。安心して実習を行うために必要なものですので、ご理解ください。

○実習中に体調不良など事業所とのやり取りは、実習日誌に記載してください。ただし、事業所の方も多忙なため実習日誌を確認できないことがあります。その際は、学校にご連絡いただければ確実です。

8 その他、進路指導の取組み

・各授業

「専門教科」

- マシンワーク … 自転車の分解・組み立てを通して、安全に工具を扱う技術や態度を身につけます。
- ファームワーク … 作物・草花の栽培管理や景観管理を通して自然と関わりながら、道具や機械を扱う技術や協力する態度を育てます。
- クリーニング … 元気よくあいさつし、作業の手順に沿って班で協力して丁寧に手際よく清掃することを目指します。
- オフィス … 事務機器や道具の取り扱い方を身につけ、事務やピッキング作業を通して、オフィスでのマナーや安全確保、仕事に対する基本的な態度を養います。
- ケアサポート … 社会福祉サービスを必要とする人々への理解を深め、基本的な介護技術や福祉用具の管理方法を身につけます。
- フードサービス … 食器洗浄や食品製造実習を通して、就労に必要な知識と技能、意識を身につけます。

「職業」…座学中心で、自己理解や将来設計、職場でのルールやマナー、金銭の管理や基本的な生活習慣などについて学習します。実習の事前・事後学習なども行います。さらに、実習前の面接の練習や電話の応対などにも取り組みます。

「共通」…自立に向けた学習やグループワーク、活動を通して専門教科とは異なる体験、学習ができるようにします。1, 2年次に接客・販売と健康・体力、3年次に健康・体力とキャリアデザインを履修します。

接客・販売…校内の接客スペースで喫茶サービスや販売のやりとりを通して、人とのかかわる力をつけ、社会参加への自信と意欲を育てます。

健康・体力…就労に向けて、健康の保持増進と、調和のとれた体力の向上をめざします。

キャリアデザイン…社会就労や社会自立に向けて必要な知識や技能の習得をめざします。

・校内実習

働くための基礎となる習慣や基本的な態度を身につけ、体験実習や将来の進路に対する自覚と意欲を高めます。近隣の企業や福祉事業所などから軽作業の材料等をお借りして、校内で作業に取り組みます。職場で働く雰囲気慣れ、集中して作業する姿勢や「報告・連絡・相談」など、職場に必要なスキルも身につけます。

・体験実習、前提実習

学校や家庭で身につけてきた力を、実際に企業等の事業所で活用できるように体験的な学習を行います。働く上での課題を明らかにし、職場におけるルールや仕事の厳しさ、楽しさ、やりがい等を学ぶ場とします。個々の適性を把握し、働くことに対して積極的な態度を育成することをめざし、進路選択につなげます。各学年で実施のねらいや、形態が違います。

1 年	9 月と 1 月に 1 週間（5 日間）、体験実習を行います。原則複数名で行います。初めての校外での実習のため、できるだけ成功体験を得られるよう実習場所は本人の適性や興味のある職種を中心に決定します。実習先は一般企業、特例子会社、福祉事業所等を予定しています。
2 年	5 月、9 月、1 月にそれぞれ 2 週間（10 日間）の体験実習を実施します。2 年時の実習は、今までの実習の経験を基に、生徒自身が教員と相談しながら実習先を決定します。本人の状況によっては、福祉事業所で実習を行う可能性もあります。 1 月は、前期末懇談での進路希望調査を基に実習先の選定をします。3 年次の前提実習に向けて、進路先の具体的なイメージを相談しておいてください。
3 年	卒業後の進路先を想定し、6 月、10 月にそれぞれ 2 週間（10 日間）進路決定を前提とした実習を実施します。7 月に行う就職相談会で HW 等の方々と の面談を行うほか、本人・保護者の希望や担任との懇談を通して実習先を選定します。また、夏休みや 10 月の実習以降も、必要に応じて前提実習を行います。

※今年度の体験（前提）実習の日程（感染症等の影響で変更となる場合があります。）

	前期	中期（前期）	後期
1 年		9 月 22 日～ 9 月 26 日	1 月 26 日～ 1 月 30 日
2 年	5 月 26 日～ 6 月 6 日	9 月 16 日～ 9 月 26 日	1 月 26 日～ 2 月 6 日
3 年	6 月 9 日～ 6 月 20 日	10 月 14 日～ 10 月 24 日	

※進路先のイメージを持っていただくために、事前面談には保護者の参加をお願いしています。期間中のうち一日各事業所に事前の打ち合わせのため本人・教員と訪問します。その際に施設・事業所への通勤方法や職場の様子などを確認してください。実習時間や内容、持ち物、実習の目標などを確認します。

※3 年生で行う前提実習を除き、体験実習は基本的に様々な職種を体験することで進路選択の幅を広げることを目的として行います。実習先は、校長や学年の教員、進路指導部の教員で進路指導委員会を開き決定します。

- ・進路講話・出前授業

企業や就労移行支援事業所など外部の講師や卒業生の先輩などから、ビジネスマナー（服装・身だしなみ・あいさつ等）や職場で注意すべきこと（安全・衛生等）についての講話を聴き、就労に対する意識を高めることを目的としています。

- ・企業見学・デュアル実習

学年全体または選択した専門教科のコースごとに実際の職場に行き、そこで働く人たちの姿を自分の目で確かめ、職場によって様々な作業内容があることを知る機会とします。職業選択の幅を広げ、進路について意識を高めることを目的としています。また、コースによっては、一定期間授業の一環として継続的に企業等で実習するデュアル実習も予定しています。

- ・施設見学

各学年で HW や就業・生活支援センターなど、就労時や就労後に支援を受けることができる施設を見学し、利用方法を知ることによって卒業後の生活へのスムーズな移行を図ることを目的として実施します。

- ・面接練習会

2 年生全員を対象として、HW の方を面接官として呼びし、面接時のマナーや就労に対する意識を高めるために実施します。面接終了後すぐに振り返りの評価を行い、課題や良い面に気づく機会としています。

- ・求職登録・就職相談会

HW の方をお呼びし、本人・保護者、担任、進路指導主事が参加し、HW への求職登録および進路先の方向性、就職に対する意思確認や本人・保護者のニーズの確認などをします。

- ・移行支援会議

3 年の企業就職者は進路先との引継ぎの会議を行います。会議では個別の移行支援計画を提示し、本人や保護者のニーズ・願いを確認します。ニーズや願いに対しての必要な支援案を提示し、各機関の役割分担を確認します。また必要に応じて障がい者就業・生活支援センターへの面談を行います。進路先が福祉事業所の場合、同様に事業所と移行支援計画に基づいて情報共有を行います。

9 日常生活で気をつけたいこと

担任をはじめ教職員全体で、生徒が将来の就労や自立をめざして身につけたい基本的なマナーやスキルの指導を行っています。本人の実態に合わせて、できることを増やしていくために、学校と家庭が協力して取り組んでいくことが大切だと考えています。

(1) 時間を守る

働くうえで最も必要とされることが、遅刻や欠勤が無く勤務することです。体調を崩すことや突発的な交通状況による遅刻は誰にでも起こりうることでありますが、人員が欠けることで職場に大きな迷惑をかけることになります。家庭生活では安定した就寝・起床時間になるようにし、睡眠時間を十分確保してください。学校では、チャイムを鳴らさず自分で時間を意識して行動ができるようにしています。

(2) ルールを守る

学校、職場ごとにルールややり方が決まっています。定められたルールや手順通りに行動できるということが、職場では何より求められます。家庭でも、いろいろなルール（金銭管理や帰宅時間など）をお子様と相談して決め、できる限り守るように、また守れないときにはルールを再度検討しなおすなど工夫をしてください。

(3) 人に会ったらあいさつをする

あいさつはコミュニケーションの基本です。相手の顔を見てできるようにしましょう。最初は恥ずかしい気持ちから、なかなか声が出ないものですが、まずは自分にできる方法であいさつができるように、家庭でも朝や帰りのあいさつをするように習慣づけてください。

(4) わからないことは確認する

わからないことは恥ずかしいことではありません。わからないことをそのままにしておかないようにしましょう。時々、説明したことが正しく理解できているか確認するようにしてみてください。

(5) 教わったことはメモにとる

わからないことは質問してもいいのですが、何度も何度も同じことを教えてはくれません。一度で覚えられないことは、メモなどをもって覚えることを習慣にして欲しいものです。そのためには普段から目に付く場所にメモとペンを用意しておき、メモをとる練習をしてください。

(6) 自分勝手な判断をしない

自分で考え、主体的に行動することはとても大切なことですが、「これぐらいでいいだろう」など自分勝手に判断すると、大きなトラブルにつながります。(多額の損害を企業に与えることにもつながります) 判断に迷う、わからないときはまわりの人に相談しましょう。

(7) 安全に気を付ける

職場での事故やけがは企業にとって大変困ることになります。(金銭面、人的な補償など) 安全に作業ができるように各職場にはマニュアルがあります、必ず決められたやり方を守って作業ができるように意識しましょう。家庭でも調理や掃除などの手順を決めて、その通りに手伝いができるように教えてください。

10 キャリア教育について

昨今、キャリア教育という言葉がよく聞かれるようになってきました。「キャリア」の本来の意味は、「働くことで築かれる一人一人の生き様」のことであり、広くは「人生」と同じ意味で用いられます。

「キャリア」 = 「人生」

「キャリア教育」 = 「人生教育」「生きることの尊さを学ぶ教育」

つまり、生徒にとってのキャリアとは「学校生活を中心として、家庭や地域という生活の場で経験できる様々な役割を果たすことを通して築かれる人生」 = 「社会的な関係の中で、人間が自己の役割を発揮していく力」 = 「生きる力」という意味になります。キャリア教育というと「職業教育」というイメージが強いのですが、本来の意味は社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度を育てていくことなのです。高校生という時期は、「自立」に向けて心身共に大きく成長していく時期でもあります。「自立」という次のキャリア段階へむけて、家庭において特に大切にしていきたいのは、手伝いなど家庭における役割を設定し、毎日続けることだと考えます。そして、役割を果たしたときにはしっかりと褒めていきたいと思います。どんな些細なことでも結構です。簡単な仕事でも何か一つ役割を決めて、繰り返し取り組めるようにしましょう。そして少しずつ「手伝い」から自らの「仕事」として取り組めるようになればより望ましいことです。自分の仕事が他の人に認められ、必要とされているという自己肯定感を高めていくことが、これからのキャリア形成にとって非常に重要であると考えています。